行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

) 所管課名	自然保護課	整理番号	2-6
処分の種類	生息地等保護区に係る措置命令等				
根拠法令条例 等·条項	長野県希少野生動植物保護条例第27条第2項				
処分の概要	条第5項において 第1項の規定によ	準用する場合を含 る届出をしないで	5条第4項の規定により(さ)の規定により(同項に規定する行 〔行為によって指定	すされた条件に違り 為をした者又は同	反した者、第26条 条第2項の規定
処分基準 (未設定の場合 はその理由)	未設定(過去に処分事例	がないため)			
基準の制定根拠	_				